
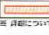


東京都市計画地区計画
足立東部地域神明南地区地区計画
〔足立区決定〕
〔総括図〕

 変更箇所

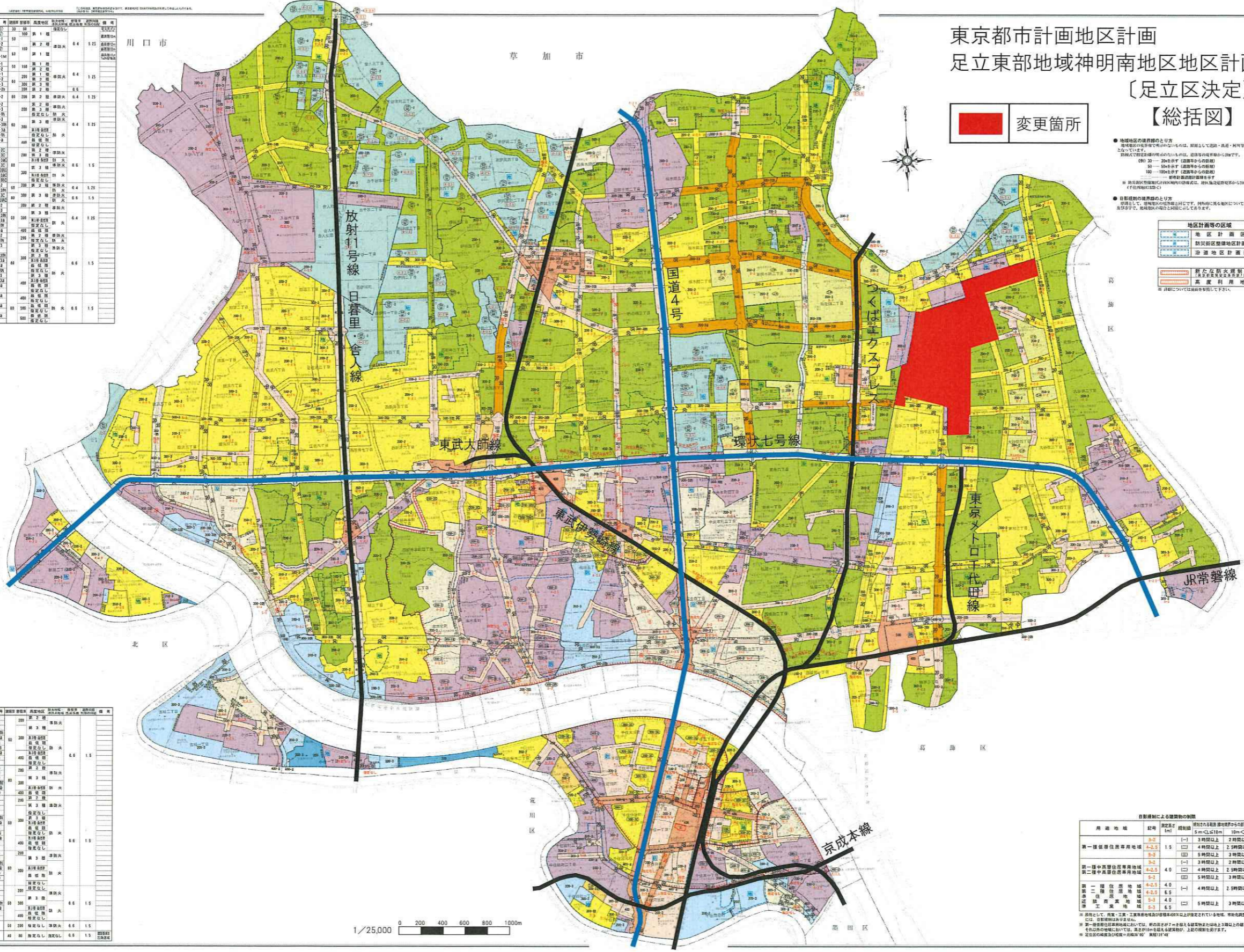
- 地域地区の境界線の見直し
地域地区の境界線の見直しは、原則として道路・水路・河川等の中心線に基づいて行われます。
ただし、必要に応じて、道路・水路・河川等の中心線から一定距離を以て調整される場合があります。
① 30m以内 (道路等の中心線)
② 30m以上 50m以内 (道路等の中心線)
③ 50m以上 100m以内 (道路等の中心線)
④ 100m以上 (道路等の中心線)
- 都市地区の境界線の見直し
都市地区の境界線の見直しは、原則として、都市地区の中心線に基づいて行われます。
ただし、必要に応じて、都市地区の中心線から一定距離を以て調整される場合があります。

地区計画等の区域

	地区計画区域
	都市地区計画区域
	遊園地区計画区域
	新たな高度利用地区 (高度利用地区の境界線は、原則として、高度利用地区の中心線に基づいて行われます。)

色別	用途地域	用途	容積率	高さ制限	備考
第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
	第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居
第一種住居地域	第一種住居	0.4	12m	第一種住居	

色別	用途地域	用途	容積率	高さ制限	備考
第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居
	第二種住居地域	第二種住居	0.6	15m	第二種住居



1/25,000 0 200 400 600 800 1000m

都市地区の境界線の見直し

用途地域	容積率	高さ制限	備考
第一種住居地域	0.4	12m	第一種住居
第一種中層住居専用地域	0.4	15m	第一種中層住居専用地域
第二種中層住居専用地域	0.6	15m	第二種中層住居専用地域
第一種住居地域	0.4	12m	第一種住居
第二種住居地域	0.6	15m	第二種住居
工業地域	0.6	15m	工業地域